

# デジタル田園都市国家構想交付金の概要

## 0 デジタル田園都市国家構想 とは

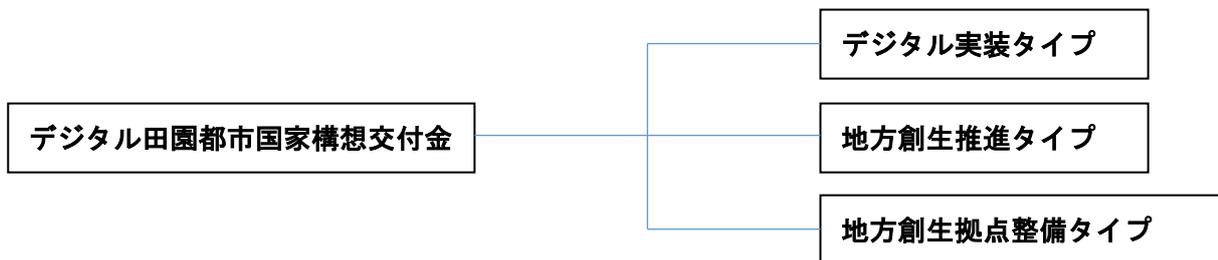
地方において人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった課題が深刻化する中、デジタル技術を活用することで地方の社会課題の解決と魅力の向上を図り、地方活性化を加速させようとするもの。

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」（内閣府 HP「デジタル田園国家構想とは」より）

## 1 デジタル田園都市国家構想交付金の枠組み

令和 4 年度まで実施されていた「地方創生推進交付金」「地方創生拠点整備交付金」「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の 3 事業を 1 つにまとめ「**デジタル田園都市国家構想交付金**」に一本化。地方自治体におけるデジタル技術を活用した行政・公的サービスの高度化・効率化推進を目的とし、デジタル実装に必要な経費を支援するほか、社会変革につながるような先行モデル的な取組を支援。交付金内に下記 3 タイプを設けている。地域再生計画（※）に基づく事業のみ対象となり、K P I の設定が必要。

※地域再生計画…地域再生法（平成 17 年法律第 24 号、平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき、地域が行う自主的かつ自立的な取組を各種交付金等の支援措置で効果的に支援するもの。地域経済の活性化及び地域雇用の創造等を実現することを目的として地方公共団体が計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けたもの



## 2 デジタル実装タイプ

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた事業。TYPE 1～3、地方創生テレワーク型の 4 事業に分かれ、TYPE 1～3 は、1⇒3 の順で事業が高度化する。

事業期間：1 年間

### ア) TYPE 1（優良モデル導入支援型）

他地域で既に確立している優良モデルを横展開（未採択の地方公共団体の事業を優先的に採択）

・補助率：1/2 ・補助金上限：1 億円（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

### イ) TYPE 2（データ連携基盤活用型）

オープンデータ連携基盤を活用した、複数のサービス実装を伴う事業

・補助率：1/2 ・補助金上限：2 億円（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

### ウ) TYPE 3（デジタル社会変革型）

TYPE 2 の要件を満たした上で、新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する事業

AI を高度活用した準公共サービスの創出に資する事業

補助率：2/3 ・ 補助金上限：4 億円（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

## エ) TYPES（デジタル行政改革先行挑戦型）

国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組

・ 補助率：3/4 ・ 補助金上限：5 億円（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

・ 地方創生推進事務局による伴走型支援

## オ) 地方創生テレワーク型

サテライトオフィスの整備・利用促進等に関する下記 5 事業の組み合わせ

CはA及びBとの併用不可

補助率：高水準タイプ 3/4、標準タイプ 1/2（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

**A) サテライトオフィスの整備**（自治体施設整備、民間施設整備支援）

・ 補助金上限：9,000 万円／施設（最大 3 施設）

**B) サテライトオフィスの利用促進**

・ 補助金上限：1,200 万円／団体

**C) 既存施設の拡充・利用促進**

・ 補助金上限：1,200 万円／団体

**D) 企業の進出支援（進出支援金）**

・ 補助金上限：100 万円／社

**E) 進出企業定着・地域活性化支援**

・ 補助金上限：3,000 万円／事業

また、デジタル実装タイプ（TYPE1～3）については一定条件に対し優遇措置が設けられている。

	条件	加点・優遇措置等
1	共通化・標準化	国等が定める標準仕様やモデル仕様書に準拠したサービス・実装は一定の加点
2	マイナンバーカード 利活用	マイナンバーカードの用途開拓を行う新規性の高い事業は高補助率（TYPE3） 申請事業がマイナンバーカードを利活用する場合は一定の加点（TYPE1,2） ※マイナンバーカードの申請率による勘案・加点は R4 で廃止
3	スタートアップ活用	地域に実装するサービスの提供主体がスタートアップ事業の場合、一定の加点
4	地域間連携	複数の地方公共団体等の共同申請による地域間連携事業は一定の加点及び申請 上限数の枠外とする
5	政策・施策間連携	他省庁補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業について 一定の加点
6	その他	未採択団体の優先採択

### 3 地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組・事業。地方版総合戦略に基づき、地域の観光振興や住民所得の向上等の基準となる自主的・主体的・先導的な取組である事業

- ・補助率：1/2（補助裏の1/2が普通交付税算定、1/2が特別交付税算定）
- ・申請上限件数：4事業（広域連携事業は枠プラス1事業まで追加、Society5.0タイプは上限枠外）

#### ア) 先駆タイプ…先駆性の高い事業

- ・自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会への寄与、事業推進主体の形成、地方創生人材の確保・育成、国の総合戦略における政策5原則等（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）の8視点から、内容、実施体制、手法に新規性のある事業
- ・原則、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会への寄与の5つの要素をすべて含む事業。外部有識者による審査あり
- ・補助金上限：2億円／1事業　・事業期間：5カ年度以内

#### イ) 横展開タイプ…先駆的・優良事例の横展開を図る事業

- ・先駆タイプと同様に、8視点から、内容、実施体制、手法に新規性のある事業
- ・特に、自立性に加え、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会への寄与のうち、少なくとも2つの要素が含まれる事業
- ・補助金上限：7千万円／1事業　・事業期間：3カ年度以内

#### ウ) Society5.0タイプ…新たな社会システムづくりの全国的モデルとなる事業

- ・未来技術の実装に関する事業で、国・専門家等から事業運営に対する助言を受け、それを反映させる体制が整っており、技術実証・実証実験を行い、事業開始から5カ年度以内に本格実装される事業
- ・他の基準は先駆タイプと同様
- ・補助金上限：3億円／1事業　・事業期間：5カ年度以内

### 4 地方創生拠点整備タイプ

地方版総合戦略に基づく、地方創生の推進に資する施設整備で、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素がすべて含まれる事業。目指す将来像・課題の設定、KPI設定の適切性について、外部有識者による審査あり。

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する施設を整備する取組に対し、地方公共団体が補助するものも対象に追加された。

- ・補助率：1/2（補助裏は一般補助施設整備等事業債の対象。充当率90%、交付税措置率30%）
- ・補助金上限額：5億円／1事業
- ※交付対象事業費の2割以内で、効果促進事業（対象施設と一体となって効果を高める事業《用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体等》）の実施が可能
- ・事業期間：3カ年度以内
- ・申請上限件数：令和5年度～令和9年度を通じて1事業（共同申請事業は上限枠外）
- ※国の補正予算対応の場合は、単年度事業、補助金上限5億程度、申請件数上限なし
- ・民間事業者等が施設整備した場合の間接補助における地方負担分についても、一般補助施設整備等事業債の起債が可能